

答 申 第 1 号  
平成25年11月14日

北広島市教育委員会  
教育長 吉田孝志様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 尾崎英雄



個人情報の本人以外からの収集及び外部提供に係る答申について

平成25年10月15日付け北広教育第56号にて諮問のあった下記の個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定による審議の結果、別紙のとおり答申します。

#### 記

##### 1 個人情報取扱事務の名称

「子どもの健全育成サポートシステム」について

##### 2 諮問事項の内容

個人情報を本人以外（札幌方面厚別警察署）から収集すること及び教育委員会が保有する個人情報を外部（札幌方面厚別警察署）に対し提供することについて

##### 3 理由

教育委員会、学校、警察署の相互が情報を共有して、問題行動、犯罪に関与した児童生徒に対し迅速かつ効果的に指導を行うことにより、児童生徒が犯罪の被害者となることを防止するとともに、犯罪の未然防止に寄与することとなるため

## 答 申

### 第1 審査会の結論

北広島市教育委員会教育長が、子どもの健全育成サポートシステムにより、本人以外から個人情報を収集し、及び教育委員会が保有する個人情報を外部に対し提供する件については、妥当である。

### 第2 審査会の判断理由

#### 1 基本的考え方

市の保有する個人情報は、収集の制限、利用・提供の制限などを定め適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益を保護することにより、公正な市政の実現を図るものである。

本件は、市の小中学校の児童生徒について健全育成を推進する観点から、実施機関である北広島市教育委員会が札幌方面厚別警察署(以下「警察」という。)と協定を結び、警察から個人情報を収集し、及び警察に対し個人情報の提供を行うに当たり、北広島市個人情報保護条例第7条第2項第8号及び第8条第6号の規定により本審査会の意見を聴くというものである。

本審査会は本件についてその必要性及び安全性を検討し、当該収集が当該事務の目的を達成するため相当の理由があると認められるか、及び当該提供が公益上の必要その他相当の理由があると認められるかについて審査した。

#### 2 具体的な判断及び理由

##### (1)必要性

子どもへの教育、指導は学校が行うのが基本であるが、昨今は犯罪行為に等しいいじめ事案が発生しており、一方で社会、学校及び地域間のつながりの希薄化により地域全体で子どもを育てる機能が低下していることに鑑みれば、教育委員会、学校、警察の相互が児童生徒の情報を共有し、互いに協力して児童生徒の安全を守ることもやむを得ない状況にある。

##### (2)安全性

児童生徒の健全育成を目的として行う警察との情報共有については、児童生徒本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害しない最低限の内容とし、限定的に取り扱う必要がある。当該事務においては、共有する情報の内容及び取り扱い方法につき一定の要件を規定しており、安全性は確保されるものと認められる。